

板橋区子ども医療証を使用した際の日本スポーツ振興センター申請について

日本スポーツ振興センターに申請される場合、原則、医療機関等窓口では板橋区子ども医療証を使用せず、3割の自己負担分をお支払いいただくようお願いしています。

事情により板橋区子ども医療証を使用された場合は、次の手続きが必要となりますのでご了承ください。

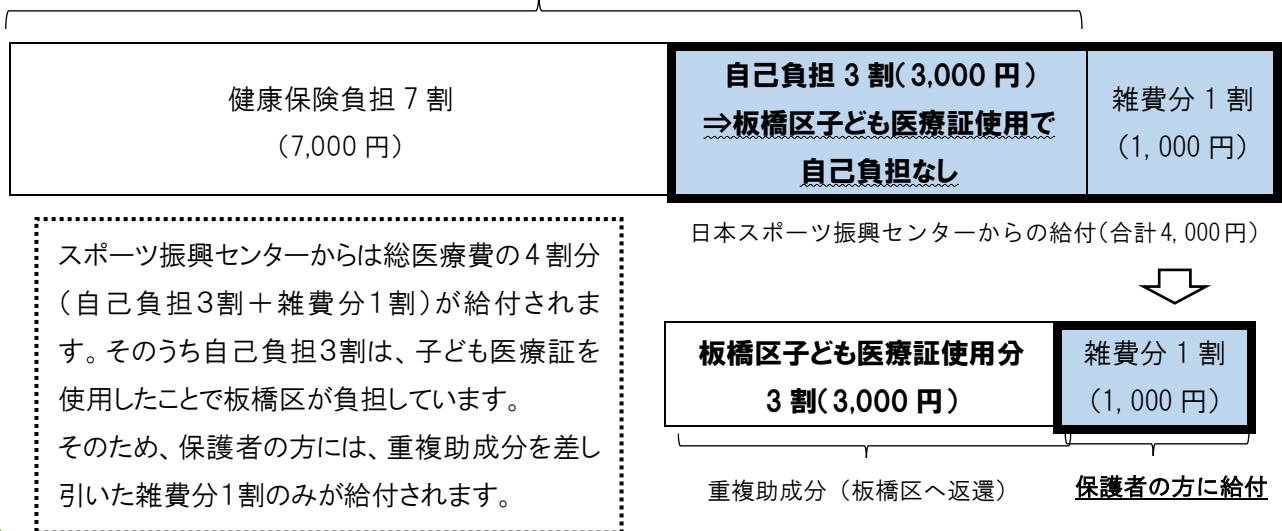
1 板橋区子ども医療証を使用し、かつ日本スポーツ振興センターへ申請した場合について

- 板橋区子ども医療証を使用し、かつ日本スポーツ振興センターへの申請を行った場合は、重複助成分（3割の自己負担分）を日本スポーツ振興センター災害共済給付金から差し引いて板橋区へ返還する旨の承諾書が必要です。
- 学校へ申請書類を提出する際に、板橋区子ども医療証を使用して受診したことをお伝えください。
- 承諾書は、他の申請書類と合わせて、学校へご提出ください。
- 他自治体の子ども医療証を使用された場合は、医療証発行元の自治体にお問い合わせください。

<イメージ>

◇例：総医療費が10,000円の場合

総医療費 10,000円



2 問い合わせ先

○日本スポーツ振興センターに関すること

⇒各学校または

教育委員会事務局学務課学校運営保健係

(TEL: 03-3579-2616)

日本スポーツ振興センター学校安全部給付第二課

(TEL: 03-5410-9163)

○子ども医療費助成制度に関すること

⇒子ども家庭部子ども政策課子どもの手当医療係

(TEL: 03-3579-2477)